

参 考 資 料

- ・ みえ森と緑の県民税条例の施行状況検討に係るスケジュール・・・・・・・・・・ 1
- ・ みえ森と緑の県民税条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ みえ森と緑の県民税基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ みえ森と緑の県民税評価委員会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ みえ森と緑の県民税制度最終案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・ 令和4年度第1回みえ森と緑の県民税評価委員会議事録・・・・・・・・・・ 16
- ・ 三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方・・・・ 45
- ・ 森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について・・・・ 53

「みえ森と緑の県民税」第3期に向けた制度見直しのスケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度		県民・団体、市町等からの意見聴収			第2回評価委員会 意見聴収結果の提示			第3回評価委員会 継続・見直しの 論点整理	素案作成	第4回評価委員会 素案の検討	市長会・町村会、主要首長 県議会常任委員会 素案説明	中間案作成
令和5年度	第1回評価委員会 中間案の検討	市長会・町村会、首長 市町担当者、関係団体 県議会常任委員会 中間案説明		第2回評価委員会 最終案の検討	最終案作成	第3回評価委員会 最終案の検討・答申	市町担当者 最終案説明	知事から 県議会 最終案説明			第4回評価委員会 次期制度の説明	

みえ森と緑の県民税関連条例

(1) みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日

三重県条例第十号

(趣旨)

第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の税源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定は、平成二十六年度以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用については、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(検討)

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(2) みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日
三重県条例第九号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）第二条及び第三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のために寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。

(処分の特例)

3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例（昭和三十九年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

(3) みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日
三重県条例 第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例（平成二十五年三重県条例第九号）第一条に規定するみえ森と緑の県民税基金を財源とする事業（次条第一号及び第二号において「基金事業」という。）の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
- 二 基金事業についての提言に関する事項
- 三 みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三重県条例第十号）附則第五項に規定するおおむね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みえ森と緑の県民税（制度最終案）について

平成 30 年 8 月 24 日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の 2 つの基本方針に伴う 5 つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成 30 年度末をもって、税導入から 5 年が経過することから、これまでの取組状況について評価・検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2 つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26～28 年度には 16,744m³ の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があります。取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案（平成 25 年 3 月）に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策（土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり）に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の 事業実績 (千円)	市町の 事業実績 (千円)	計 (千円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	2,380,162	47,515	2,427,677	49
	2. 暮らしに身近な森林づくり	-	627,411	627,411	13
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	114,241	452,418	566,660	11
	4. 木の薫る空間づくり	-	1,153,122	1,153,122	23
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	-	208,768	208,768	4
計		2,494,404	2,489,235	4,983,639	100

※事業費については、平成26~30年度の実績および見込を合算。

(2) 5つの対策ごとの取組状況と今後の課題（実績値は平成26~28年度）

（対策1：土砂や流木を出さない森林づくり）

〔取組状況〕

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする溪流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、溪流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18市町で131箇所、合計1,568,598千円の事業を実施しました。また、土砂・流木緊急除去事業では、9市町で22箇所、合計431,636千円の事業を実施しました。市町においては、3市町で6事業、合計21,601千円の事業を実施しました。

〔課題〕

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策2：暮らしに身近な森林づくり)**[取組状況]**

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病虫害被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23市町で78事業、合計305,759千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- ・特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策3：森を育む人づくり)**[取組状況]**

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計84,097千円の事業を実施しました。

市町においては、25市町で89事業、合計197,045千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策4：木の薫る空間づくり)**[取組状況]**

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19 市町で 69 事業、合計 394,780 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策 5：地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11 市町で 23 事業、合計 61,755 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページや Facebook「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

[課題]

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税（仮称）」との関係

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税（仮称）と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税（仮称）それぞれの目的・使途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

5. 平成 31～35 年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9割以上の意見があったことから、2つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更しないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業評価を行うこととします。

(2) 「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成 30 年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

(3) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するに当たっては、以下の 3 つの原則によることとします。

【原則 1】 「2つの基本方針と 5つの対策」に沿った内容であること。

【原則 2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則 3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。2つの基本方針（基本方針1：災害に強い森林づくり、基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり）と、これらに連なる5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設、沿岸及び漁業等に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを発揮させるために必要な対策を進める。	<p>① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 溪流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとともに、残存木の太径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効活用する。</p> <p>② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の0次谷等の凹地形周辺や、溪流の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施する。</p> <p>③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回復する。</p> <p>④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザー測量や境界の明確化を実施する。</p> <p>⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。</p> <p>等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業</p>
2. 暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。	<p>① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。</p> <p>② 集落周辺の森林の整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。</p> <p>③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。</p> <p>④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。</p> <p>⑤ 海岸線の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸線造成や維持管理を行う。</p> <p>等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業</p>

②. 基本方針 2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3. 森を育む人づくり	<p>「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。</p>	<p>① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を担う人材の育成を進める。</p> <p>② 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>③ 学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。</p> <p>等、「森を育む人づくり」に資する事業</p>
4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	<p>未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林環境教育・木育が行える場の整備 子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。</p> <p>② 多様な主体が森林とふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。</p> <p>等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業</p>
5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	<p>地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海をつなぐ意識した森林や緑、水辺環境を守り、生物多様性を保全する活動への支援や、森林や緑と親しむための環境整備等、身近な水や緑の環境と県民との関係を深める対策を進める。</p>	<p>① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。</p> <p>② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。</p> <p>③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。</p> <p>等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業</p>

(2) 必要となる経費

平成 31～35 年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5 年間で想定される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31.4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
	小 計	39.8	77
2. 県民全体で森林を支える社会づくり	3. 森を育む人づくり	4.2	8
	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	2.9	6
	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4.4	9
	小 計	11.5	23
共通経費（事業構築支援、災害対応基金の積立、評価委員会の運営等）		2.7	
合 計		54.0	

<5 年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針 1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナーシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

②. 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針 1 のうち、対策 1 を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③. 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね5:5とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づくり」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

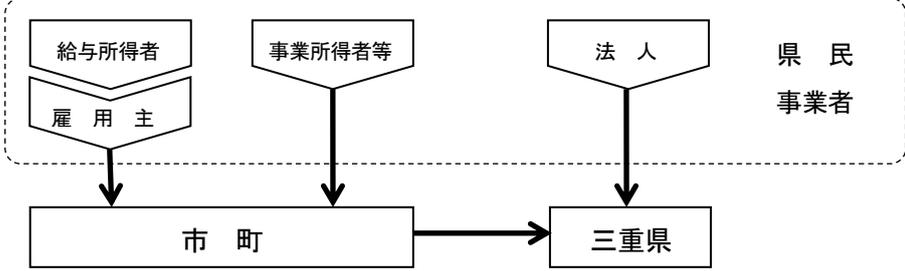
基本枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求めるとい性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税
納税義務者	<p>【個人】＜納税義務者数約90万人＞ 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方 ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。</p> <p>① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方</p> <p>【法人】＜約3万5千法人＞ 県内に事務所、事業所等を有している法人</p>
税率（年額）	【個人】1,000円

	<p>【法人】 現行の均等割額の 10%相当額 (2,000~80,000 円) (現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)</p> <table border="1" data-bbox="544 286 1307 600"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分 (資本金等の額の区分)</th> <th>税 率 (年 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1 千万円以下</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 千万円超</td> <td>～ 1 億円以下</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 億円超</td> <td>～ 10 億円以下</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 億円超</td> <td>～ 50 億円以下</td> <td>54,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 億円超</td> <td></td> <td>80,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税割割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。</p>	区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)		1 千万円以下	2,000 円	1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円	1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円	10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円	50 億円超		80,000 円
区 分 (資本金等の額の区分)		税 率 (年 額)																	
	1 千万円以下	2,000 円																	
1 千万円超	～ 1 億円以下	5,000 円																	
1 億円超	～ 10 億円以下	13,000 円																	
10 億円超	～ 50 億円以下	54,000 円																	
50 億円超		80,000 円																	
<p>税込規模</p>	<table border="1" data-bbox="427 790 847 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>平年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>9 億 0 千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>1 億 8 千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10 億 8 千万円</td> </tr> </tbody> </table>		平年度	個人	9 億 0 千万円	法人	1 億 8 千万円	計	10 億 8 千万円										
	平年度																		
個人	9 億 0 千万円																		
法人	1 億 8 千万円																		
計	10 億 8 千万円																		
<p>徴収方法</p>	<p>【個人】 市町が個人県民税均等割に上乗せをして賦課徴収し、県へ払い込む。 【法人】 法人が法人県民税均等割に上乗せをして県に申告納付する。</p>  <pre> graph TD subgraph "県民事業者" A[給与所得者 雇用主] B[事業所得者等] C[法人] end A --> D[市町] B --> D C --> E[三重県] D --> E </pre>																		
<p>導入時期</p>	<p>平成 26 年 4 月 1 日より導入</p>																		
<p>税込の用途</p>	<p>森林づくりに関連する事業に活用する。 ※詳細は、前述のとおり</p>																		
<p>用途の明確化</p>	<p>「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、用途を明確化する。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		
<p>評価制度</p>	<p>「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業についての意見や提案をいただくとともに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		
<p>見直し期間</p>	<p>施行後おおむね 5 年ごと、または必要に応じ見直しを行う。 ※詳細は、後述のとおり</p>																		

8. 用途の明確化（基金の創設）

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなりま

す。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して用途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 制度や用途の周知

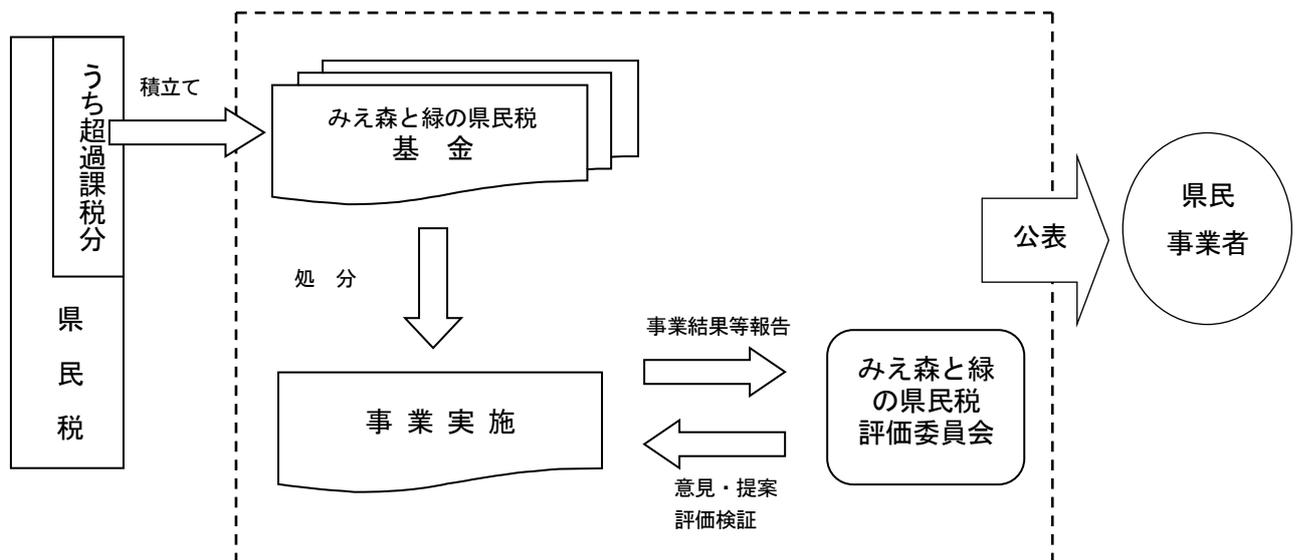
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税（仮称）」とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお知らせすることとします。

10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表します。

<基金造成と評価制度>



11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

令和4年度第1回みえ森と緑の県民税評価委員会議事録

開催日程：令和4年7月11日(月)13時30分から16時30分まで

開催場所：アスト津 4階 アストホール

出席委員：10名

石川 知明	委員長
三田 泰雅	副委員長
上ノ坊 淳	委員
大浦 由美	委員
新海 洋子	委員
林 拙郎	委員
藤井 恭子	委員
松井 寿人	委員
矢田 真佐美	委員
吉田 正木	委員

1 開会

2 あいさつ（農林水産部長 更屋）

3 議事

（司会）

評価委員会の開催は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第2項の規定により、「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。

本日は、委員10名中、会場参加6名、ウェブ会議システムによる参加4名、合計10名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

（委員長）

本日は、ご多忙のところ、ご参加いただき、ありがとうございます。

議事に入りますが、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に入る前に、本日の委員会の流れについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、本日の委員会の流れについて説明をさせていただきます。

(説明)

(委員長)

ありがとうございました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、早速ですが一つ目の事項、みえ森と緑の県民税評価委員会への諮問について説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料 A-2 を基に説明。)

(委員長)

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、2つ目の事項、令和3年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料 2-1 及び資料 2-2 を基に説明。)

(委員長)

ありがとうございました。

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、令和3年度みえ森と緑の県民税基金事業の事前評価結果及び令和3年度みえ森と緑の県民税基金事業のうち議論する事業・市町についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

(事前評価の結果と抽出事業・市町について説明)

(委員長)

ありがとうございました。評価の結果と抽出する事業・市町についてご説明頂きましたが、何かご意見・ご質問がありましたらお願いします。

事前評価については、昨年と比べて、全般的に厳し目の点数がついたという説明でしたが、何か委員の皆様でご意見とかありましたでしょうか。専門分野に近い事業を評価するよう班分けしたので、より厳しかったのかなということと、同じ委員でも、昨年と比べて厳しい評価だったという説明でした。

私は、県民税導入から年数が経ってききましたので、やはり改善を進めていっていただきたいということで、少し厳し目の評価をつけたのかなという印象は持っています。

それから、議論する事業・市町についてですが、抽出の方法と4つの事業・市町があがっているというご報告でした。何かご意見などありましたらお願いします。

(委員)

結局、班ごとに評価をして、それぞれの特性が出て、このやり方で良かったことは分かったのですが、全体的に見て、昨年と今年は何が変わったのかということの評価というか、事務局としての見立てみたいなのがあればお願いします。

(委員長)

全体的に見て、昨年と比べて今年の評価に何か傾向があったのか、という質問だと思いますけど、昨年度よりも評価が下がったという説明が先ほどありましたけど、何か傾向は見えましたでしょうか。

(委員)

私の担当したところでは、ほぼ昨年申請された内容と変化はなく、ルーティンのようなことと認識しています。毎年同じようなことに同じようにお金を費やして、継続案件なので必要なのかもしれないですが、この先もこのままで良いのかということ、どう判断して評価したらいいのか、迷いながら評価したので、他の委員の方はどうだったでしょうか。

(委員長)

他の委員の方はどうだったでしょうか。

私 A 班で見せていただきました。同じような継続の事業であるとか、同種のようなものがずっと並んでいる、という印象がありました。ただ、ちょっと気になったのが、木製品を導入して、県民税で買いました、というのが表示してあるということが目につきました。特に、森林のあまりない地域の市町でありましたので、それはそれでいいのですけれど、税の存在とか普及はもう終わる頃かなと個人的には思っています。

木製品を導入したことによって、それが森林とどう結びついているのかということに、情報発信を持って行って欲しいなという観点から、私はちょっと厳し目になったとは思っています。

他の委員の方、何かございましたらお願いします。

(委員)

事業内容について、分かりにくい部分もありましたので、例えば、伐採の写真について、分かりにくいので改善してくださいといったコメントはしました。

事業そのものは、継続してやっていくのはいいと思います。今後、本当にいいのかどうかという判断であれば、アンケートをきちんとして、便益性をきちんと書いてもらう、そういうところが、今後、継続していく場合においても、評価ができるのではないかと思います。

(委員)

私は A 班ですが、毎年継続ということで、毎回同じような形で進められているというのが、重要な部分もあるとは思いますが、そろそろ内容的にも、もう少し展開があるといいなと個人的には思っています。

(委員長)

ありがとうございます。

A 班の委員の皆様の見意見を頂きまして、B 班の方はいかがでしたでしょうか。

(委員)

B 班でしたが、私個人では昨年より厳しくなったというつもりはなくて、どの市町も県も順当な使い方をしていただいたところが多かったと考えています。ただ、A 班と同じように、若干、継続案件が多かったのかなと、B 班でも同様な感覚を持っています。

(委員)

グループを分けていただいたので、全部の市町を見たわけではないですが、今回は情報発信というか、認知していただく工夫という点を厳し目に見させていただきました。

すごく良い活用をしていると思った市町がありました。そういったことが共有されないのかなということ、年 1 回発表があるようですが、こういう使われ方がいという共有ができるというか、いい部分は共有するということももっと促進されるといいなという印象があります。

(委員)

資料・評価について、昨年のもを開きつつ、評価を毎回しているんですが、皆さんおっしゃられましたように継続案件が多くて、ほぼそのまま踏襲されているという印象が残っています。

評価の基準、目線は持っておりますので、記載されている内容がこれまでと同様であれば、同レベルの評価をしているのですが、ケースによっては、前回よりも記載内容が後退してしまったかなと思う部分もありました。その件については、指摘をして評価を下げたというところもございました。

これまでの指摘を受けて、ここをこういう風に改善しましたというところはあんまり出てこないものですから、結果的に下がった部分の方が多いのかなと思っています。

行政の方が各市町で取り組んでおられますので、どうしても前の方が行っていた仕事を同じように行っているケースが多くて、ちょっと新しい事業というのがなくて、昨年と同じだなといったケースが大半だという印象です。

(委員長)

ありがとうございます。それでは C 班の方はいかがでしたでしょうか。

(委員)

昨年度からも感じており、意見も言わせていただきましたが、森林教育の部分では、昨年度、私の勤務校の方でも活用させて頂いて、子ども達にも喜んでもらって成果を実感しました。

その中で、やはり施設設備で学校に入る机・椅子などについて、学校の先生にこれくらいだと思いませんか？と聞くと、そんなにするのかとびっくりされます。昨年度の説明の中では、地元材を使って職人さんに作ってもらって、きちんと手続きを踏んでいるのでという説明を受けたのですが、もっと工夫すれば、もっと広く木製品を学校に活用できると思いますので、教育的な部分や事業としては良いな

ということは感じますが、費用的な面で、効率性の部分では少し評価を下げさせてもらいました。

(委員)

個別案件ですが、川越町では自然教室を実施されていて、森林教育から外れている訳ではないのですが、既存のキャンプにそのまま県民税を使うというのはありなのかなというのは若干思いました。

学校がこういう案件を持ってくるのは嬉しいことなのですが、もう一捻り森林教育のインプットがあってもいいのではないかと、こういったアドバイスは誰がするのかと悩みながら評価したところがあります。

2点目は、せっかくこの様式の8番にその他特記事項で、受益者の反応というのがあるので、これを書き込んでいる自治体もあるのですが、住民の方の反応だとか、実際の地域や関わった人の反応だとかを書き込んでいるところには良い評価をしました。特になしと書いてあると受益者の反応がなかったのかとってしまうので、このあたりは実際やってみて受益者というか対象者がどのような反応であったか、アンケートをせっかく取っているのに、もうちょっと書き方を工夫すると、こう活かされて、地域の方にはこういうメリットがあったのだな、というのが見えるのではないかなと思います。

最後は、情報発信について、ホームページと広報と SNS、三種の神器みたいになっていて、みんな横並びでこの方法しかないというのが惜しいなと思っています。何かそこに工夫ができてこないかな、そうじゃないと新しい情報の届き方がないような気がしています。

(委員)

私もこの審査をするにあたりましては、過去に自分が評価したデータとか資料を見ながら行いました。そうしたところ、やはり各委員さんも多く指摘されているとおり、継続事業が非常に多いなと思いました。

幼稚園とか小学校に木製品を導入するといった計画を持っている市町がありますが、前年度は A 幼稚園、次年度は B 幼稚園、こういった形で計画的に行っているところは、継続だからというところには該当しないのかなとも思います。

森林教育とかそういうところで、昨年度から継続という形で同じ事業を行っているところもありました。私も昨年度の資料をじっくり見て見比べたら良かったのですが、例えば、本年度の報告の中に昨年度よりも、さらにこういう工夫をしてという形で記載して頂けると、評価をする側にとって、前年度と見比べる必要もなくなり評価しやすいので、工夫していただけるといいのかなと思います。

良い点なのかなと私なりに思ったのですが、事業によっては自治会などに対して、補助率とか上限率を定めて、受益者も負担をするような事業もありました。こういったことは、県民税が広く周知もされますし、事業者も受益者負担で負担をしておりますので、事業が継続できるのかなと思います。こういった方法も良いことなのかなと思いました。

(委員)

C 班の方で森林教育関係を担当させていただきましたが、まず全体的な話で言うと、先ほども評価が全体的に下がったということで、私も評価委員会を最初の頃から見て参りましたので、三重県はとても真面目なところだと思っています。

評価基準につきましても、数年前に見直されて、ずっと同じ点数がつくことを避けるような工夫をされたように思います。そういった意味では、きちっとチェック機能が働くように、評価の方法も工夫されてきているので、一概に評価が下がったということが悪いことではないと思います。

無限に評価が上がるわけではないので、とにかくトライをしながら検証をして次に繋げていく、時に下がったりするけれどもまた前進していく、これだけ事業を続けてこられると基準自体が上がってくるといった考え方もあるかと思えます。

確かに私も C 班に分担された事業を拝見して、継続事業も多いのですが、継続も一概に悪いというものではないと思いますので、達成度といいますか、ここまで達成できているのであればといったところを示せると良いと思います。

ただ、同じようなことを同じように繰り返しと見えるものも確かに見られたので、もうひと工夫必要かなと思います。例えば、木製品を学校に導入するという事業について、これまでもたくさん見てきて、最近、評価委員会のたびに、それが森づくりの学びに繋がるような取組にしてくださいと言っていますので、だんだん取り組まれているとは思いますが、机や椅子を一つ二つ入れただけだと、なかなかここからどう発展させて、県民税の趣旨を理解してもらうのかというのは難しいだろうなと感じています。

そこをどう工夫するかというところをもう少し考えて、トライしてもらいたいというところは低めの評価が付いたかもしれません。コロナ禍ということもあって、C 班が分担した自然教室などは、きっとご苦労されただろうなと思ながら見たところもありました。

いろいろな工夫をされているところもあるので、こういったところが共有されるような取組があれば良いと思います。紀北町では、評価シートにきちんと書かれていたので分かったのですが、事前の打ち合わせで、単に何を行いましょう

かというだけでなく、子どもたちがどれくらい森林に対する授業を受けたり、経験したりしているのか、きちんとヒアリングをして、それで、子どもがどんな関心を持っているかというところまで含めてアクティビティに活かそうとしていました。

これも書いているか書いてないかで変わってくるかと思うのですが、非常に前に向かって改善されているところもあるのだらうと思います。評価シートも最初の方から見ると本当に進化して、きちんと継続の取組であるということが分かるようになっただけでも成果だと思っています。書きぶりもだいぶ良くなってきてはいるのですが、もう一步、例えば到達度とか自己評価みたいなところが入ってくるとより良いのかなと思います。

(委員長)

ありがとうございました。各委員の方々のご意見は以上のようなのですが、事務局の方としてはいかがでしょうか。

(事務局)

たくさんのご意見ありがとうございました。実際、ご意見いただきましたとおり、継続事業が多い、改善点が少ないといったイメージを感じてしまう評価シートの書きぶりが多いと感じています。

市町の担当者が異動で替わってしまうということも要因の1つかとも思いますので、改めて、事業の意義そのものをもう一度見つめ直して、いただいたご意見もふまえながら、実績報告書を記載するよう指導していきたいと思います。

学校等への木製備品の導入についても、木製品を利用しました、県産材を使用しただけではなくて、本来の目的である、地域の木材を使うことが森林づくりにつながるというところを、子どもたちにしっかりと教育していく、こういったところをしっかりと見せていきたいと思います。

しっかり市町と意見交換をしながら、事業を進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございます。評価する私たちの立場としては、ここに出てきた資料がすべてですので、資料の書き方、このあたりを工夫いただけると良いと思います。

これは以前にも意見があったと思うのですが、これはいいなという取組の情報共有について、年1回の発表会だけのような気がするので、このあたりも県の方で、市町へ情報を流す機会を増やしてもらおうと良いと思いますので、今後と

もご検討いただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。県民税の事業の発表会等ありますので、その際に各市町の皆さんと情報共有をしっかりとしていきたいと考えております。

(委員長)

それでは、ここからは抽出されました4つの事業・市町についてみていきますが、まずは県の「生物多様性推進事業」についてご説明をお願いします。

(事務局)

(生物多様性推進事業について説明)

(委員長)

ありがとうございます。

何か、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

明細が無くとしたのも私ですが、市町へは経費明細の詳細資料を提出してもらうように、県の方から指導しているのに、意外と県事業の方に明細がないのが散見されるので、お手本になるようにしっかり記述いただきたいと思います。

また、事業で何を目的として、どういったことを調査して、どういったことに役立つのか、というところも分かるように、資料を作っていたいただきたいと思って書かせて頂きました。

(委員)

今の指摘はまさにその通りでして、こういうコメントをつけて頂いて、事業明細の資料をつけてもらうことは、非常にいいことだと思います。

(委員長)

根拠になるものをきちんと示していただくようにということで、よろしくお願いします、

(事務局)

事業の目的等を詳細に説明できるようにしたいと思います。ありがとうございます。

(委員長)

次に、県の「森林教育体制整備事業及びみえ森づくりサポートセンター運営事業」について説明をお願いします。

(事務局)

(森林教育体制整備事業及びみえ森づくりサポートセンター運営事業について説明)

(委員長)

ありがとうございます。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

この資料 2-1 の 9 ページについて、森林教育体制整備事業の令和 2 年度の決算額は 600 万円余り、令和 3 年度は 1,400 万円となっています。この事業の事業費が増えた要因というのは、事業概要に書いてあります、従来取り組んできたことに加えて、小学生向けの森林教育プログラムなどを作成したためと認識をしましたが、それでよろしいでしょうか。その確認だけさせてもらえばと思います。

(事務局)

ご指摘の通り大きく金額が増えております。これは、令和 2 年 10 月にみえ森林教育ビジョンを新しく作りまして、令和 3 年度から、このビジョンを実現させるための新規の事業を起こしているということでございます。

これまで、森林環境教育・木育という形で、サポートセンターが運営するような事業をやってきましたが、新たにみえ森林教育ということで、職業教育の視点であったり、消費者教育の視点であったり、子どもたちの生きる力を醸成するというのも加えて、新たに体系だった研修を実施するという事で事業内容が増えていくという部分があります。

それに伴いまして、こうした新たな事業を起こすにあたって、推進員を 1 名新たに雇用している、その人件費が増えているということもあります。

加えて、みえの森林教育ステーションという認定制度を新たに設けまして、昨年度は 6 施設が認定を受けております。認定を受ける施設に対して、必要な資材の提供を行っております。

こういった理由により、事業費がこれだけ増加しているということでご理解いただければと思います。

(委員)

実績の資料の中に、本年度の新規事業であればカッコ書きで新規事業と書いていただければ分かりやすいと思いますので、このあたり改善していただければと思います。

(委員)

少人数の捉え方なのですが、講座の目的によって少人数がいけないと言っているわけではないのです。なぜこの少人数にしたのか、というところは講座の趣旨や目的が達成できるようにと理解したのですが、結局、これをいつまでやり続けるか、というところのビジョンが見えないのです。

ルーティンでこうやっていくことがどういう意味に繋がっていくのかという意味で、少人数をどう捉えているのか聞いたわけです。

Facebook と Instagram による情報発信も一緒に、ウェブが活用されているのは重々承知で、Facebook や Instagram をどれくらいの人が見たら自分達の発信が十分だったという、自己評価をどこに持っているかというのが分かりにくかったので、これをどうやって発展させてさせていくのかを聞きたかった。

これは生物多様性推進事業のところも一緒に、事業をどういうところまで持って行って、どういうところまで達成しているのかを書いてほしいというのが願いです。

特に県が牽引している事業で、市町の方に書いてくださいと言っている中で、県の方でしっかりビジョンが書かれると、市町の方もこういったやり方があるのかと、参考になると思っています。

(事務局)

人数設定の部分についてはおっしゃる通りです。講座の目的に応じたというところで、指導者養成講座については、あまり人数を広げられないというところで、こういった設定になっております。

いつまでやるのかというところに関してもおっしゃる通りかと思えます。県民税の5年ごとの見直しもあるので、サポートセンターの運営も5年間で委託しています。まずは、5年間やってみて、次の見直しのときに事業の総括をして、改めて検討していきたいと考えています。

新たに県で実施している森林教育の事業につきましては、取り組み始めたところでありまして、まずは、モデル的に県で実施しているところでありまして。今後、検証しながらこの先の取組方向についても検討をしていきたいと思っています。

情報発信についてもおっしゃる通りかと思います。10 ページの方の森林教育体制整備事業のコメントに書いていますが、ホームページや SNS の発信については限定的なコミュニティになっています。見に来てもらえないと意味がないというところもありますので、情報発信の部分でもより効果的な方法を考えていく必要があると思っています。

(委員)

森林教育関係の事業について、参加した子どもはもちろんですが、親にもアンケートをとってもらおうと良いと思います。こういったことに参加すると、子どもの印象もずいぶん変わると思います。

本人の気持ちや意識に積極性が出てくるとか、なんとなく強くなってくる、そういうことがあると思いますので、親に対して子どもが参加したことで、どういう印象を受けたか、そういうことも聞いて、積み重ねていくことも大事じゃないかなと思います。

(委員長)

例えば、学校で森林教育を担当するリーダーを養成する事業について、5 年間に何人養成する、そういった目標をもって取り組まれると、より明確になるのかなと感じます。

また、教育効果を図る方法は、教育分野でも色々行われていますので、例えば、林業研究所の研究テーマとして取り組んでいただいても、一つの大切な成果が出てくるのかなと思いますので、そのあたりはまたご検討いただけたらと思います。

そういった目標数値は作られてはいないのでしょうか。

(事務局)

学校教育に特化した目標数値はないですが、森林教育全般として、森のせんせいなどの数値目標は設定しております。そして、その中から学校教育に携わる方を抽出することは可能かと思います。今後、森林づくり基本計画の見直しといったところで検討していきたいと思っています。

効果を測る方法については、林業研究所の昨年度の研究課題の中で近いようなことも実施しておりまして、森林教育ビジョン実現のための効果検証方法の考察・提案ということで、森林教育を受けた子どもたちがどのように変化していくかというところのモニタリング方法について、検討を行っているところでございます。

(委員)

講座の一つを担当している立場でもあるのですが、色々と講座も実施されて、指導者の養成というのは県民税が始まった頃から行っているもので、10年近くになってくるかと思います。

講座を受けられた方が得られた知識とか経験について、各学校の先生であれば学校教育にどう活かしていくのか、地域で森林の活動をされている方であれば実際にどういう場で活かしていくのか、というところがこの取組の中で欠けている部分かと思います。

ここで講座を受けた方が指導者役となって活躍する場があまりないと思います。各市町の取組の中で、森林教育を実施する時に講師で来られている方もいるかもしれませんが、そこは繋がった資料として出てこないのわからないのですが、みえ森林教育ビジョンができて、実際どう進めていくのか、いまいち伝わってこないなと私も思いながら見えています。

講座を実施して、講座を受けた人材がどう活躍します、あるいはそれが保育園、幼稚園、小中学校、高校といったところはどう絡んでいきますとか、林業界とどう関わっていきます、消費者教育にどう繋がるか、三重県はこういった方針で行くのだからというところをもっと前面に出してもらって、そこへ向けて講座を続ける、そういうところがあると良いのかなと思います。

市町村の例なので県の取組と直接リンクできるかわからないのですが、北海道の下川町は森林教育という視点を持って、幼稚園から大人になるまでの様々な段階で取組を行っておられるので、ウェブサイトを見ていただいても伝わってくるかと思います。この下川町が森林の恵みが私たちの暮らしとどうつながっているのか、というところがよく分かるように取り組んでおられますので、三重県としては森林をどう伝えていく、そのためにどうしていく、ということを確認にしていく、それを県民税の事業の中でやっていくといいのかなと思います。

(委員長)

なかなか成果というと難しい、評価が難しいジャンルになるかと思いますが、是非とも税を有効に使うということですので、検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

(委員)

三重県全体では三重の森林づくり基本計画というのが一番大きな計画としてあって、2028年度までの計画が立っていて、数値目標というのが必ずしもいいことばかりではないのですが、それを見ますと、例えば、地域に密着した森林環境教育・木育指導者数を300人にするという計画をお持ちなのです。

改めて、講座の募集人数をみると、大体 20 人ぐらい増やしていきたいという意向が見えるような気がします。一応、バックキャストिंगをして、目標を位置づけられているのではないかと思います。

そのあたりも含めて見せていただいて、そして達成度という形で示していただけると、県民税としてやれる部分についてこれぐらいまでは出来てきたかな、これぐらいまでは参加人数が増えてきたかなと言っていただけると評価をよりしやすくなるかなと思いました。

(委員長)

ありがとうございます。根拠を示していただけるとより説得力がありますのでどうぞよろしくお願いします。

(委員)

人数的な評価というのは、それに向かって歩いているというのはあるのですが、この講座に出た人がどういう活動の場をもって、それが県民の方にどういう影響力があったかというのをやはり見て行かないといけないのではないかと思います。

これを県民税の事業の中でやって欲しいと思っていて、参加された指導者の方のフォローアップ調査をすとか、どういう現場で活躍しているかとか、どういう影響力が出ているかということは把握してもいいのではないかと思います。そうすると、また新しい人が参加して来るし、今取り組んでいる人もより意欲が出ると思うので、この両面での建て付けがあってもいいかなと思います。

(委員長)

委員がおっしゃった 300 人ぐらい養成しましょうという数値が出た段階で、その 300 人がどういう活動をしているかという腹案があるかと思いますので、そのあたりを検証していただくシステムがあればいいということかなと思います。非常に難しいことかとは思いますが、三重県の独自路線のようなもので作っていただければと思います。

(委員)

三重には森のせんせいという登録制度があり、ここに色々な分野の森林に関わる活動をしている方が登録されていまして、こうした講座を受けた方々が登録をするので、これをもってみえの森林教育の指導者数としてカウントしているかと思います。

ただ、これは登録制度なので、紙一枚だけの話なのです。その中身がどうかと

いうところが問題かと思うので、数とともに、森のせんせいになった方が活躍できる場と仕組みが必要だと思います。

ボランティアでみんな来てくださいというのでは無理があるのですが、そうするとだいたい来られるのが、退職して時間があって、森のことが大好きな方といった層になります。そういった方がたくさん講座に来ていただいて、いつも同じ方に講座で会うと。これでは広がりがありません。

普段学校で生徒たちに接している先生が、ちょっと森のことに踏み込んで、1日の授業の中で森のことも含めて伝えていく、そういった取組が広がっていく方が効果として大きいと思いますので、登録するだけでなく、そういった仕組ができてくるのといいのかなと思います。

(委員長)

数を養成していくという段階が完了してきたのであれば、次はその方々をいかに活かしていくか、活躍してもらおうかという段階に入ってくるかだと思いますので、そのあたりは是非ともご検討いただければと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。現状等もふまえて、何点かお答えさせていただきます。

サポートセンターの方でいろいろな指導者養成講座を実施しております。活躍の場がないじゃないかという意見を頂きましたが、サポートセンターが行なっている講座の中には、指導者を養成する講座と併せて、指導者の方が実践するところをサポートする講座も実施しております。

養成講座を受けられた方を森のせんせいとして登録しておりますが、そういった方がどのような活動をしているか、聞き取りをしていますので、これを森の先生のサポートにつなげていければと思っております。

頂いたご意見を今後の取組に活かしていきたいと考えております。

(休憩)

(委員長)

次に、名張市についてご説明をお願いします。

(事務局)

(名張市について説明)

(委員長)

ありがとうございます。ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

(委員)

スギ 70 本伐って現地に集積されたと書いてありますが、写真を見ると下は道のように見えますので、70 本伐って現地に集積するのが県民税の事業というのちょっと腑に落ちないのです。

植えるのがヒノキじゃなくて、非常に珍しい樹種で、どうしてもそれを育てなければならぬということであればわかるのですが、ヒノキですから、県内どこでもあります。写真を見ると、そのヒノキを割った板を松明に使っているということで、特別なものには見えませんので、県民税の考え方として適切なかどうかと思いました。

例えば、ヒノキの生えている山を、松明調進行事の山として育てていきますというやり方だってあるのではないかと思います。名張市の他の活動は、丁寧に記載されていますし、いろいろな分野の取組をされていて、結構高い点をつけたのですが、この事業だけあまり理解できなくて、厳しい点をつけました。

行事自体は、資料でよく分かって、そこにヒノキを使っていただくというのも非常に良いことだなと思うのですが、そのために伐らなきゃいけないというのが、もう一つ腑に落ちないのですけれどもどうでしょうか。

(事務局)

現地につきましては、写真で見ると道が近くにあるように見えるのですが、道路から約 700 メートル離れておりまして、松明の材料であるヒノキについても、人力で運びだしているような状況でございますので、スギを搬出することは困難だということで、現地に集積をしている状況でございます。

ヒノキの植林は、令和 4 年度に地域のボランティアを募るとともに、地元の小学生にも参加してもらう予定にしておりますので、こういった行事を通して、身近な森林に触れて親しんでいただくことで、森林を大切に作る気持ちを醸成することができるのではないかと考えております。

(委員)

どういうところで松明の材料を取らなければいけないという制約とかはあるのでしょうか。この地区のここから取らなければいけないという伝統的な制約、祭りのルーツみたいなものがあるのでしょうか。

(事務局)

この森林を所有しているのが極楽寺でございます。このお寺の森林から松明のヒノキを取得することが伝統的に行われているということでございます。

(委員長)

収穫までは、あと60年ほどかかるということですが、その間の資源というものはあるのでしょうか。

(事務局)

それまではあるのですが、かなり少なくなってきたということで、なくなる前に植林をして増やしていこうという趣旨でございます。

(委員)

社寺林の中で、スギが植林されていたところがあって、そこをヒノキに替えることによって、将来的に松明の材料を確保して行こうという理解でよろしいでしょうか。0.2ヘクタールですので、その隣の森林を伐ってヒノキを植えるということも継続して行うのでしょうか。

(事務局)

今回、100本から200本の植林を予定しており、毎年1本しか使いませんので当分もつと考えております。

(委員長)

私の考えですが、事業の内容を考えると、どういう意図でこの事業を実施したのかというところを、きちんと情報発信するというのが大事になってくるかと思いますので、このあたりどうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

令和3年度は準備段階ということで伐採を実施したのですが、今年度、植林を実施しますので、その際にしっかりと情報発信をしていきたいと考えております。

(委員長)

この植栽したヒノキで松明を作った60年後に、県民税で育てた森林ということのアピールしていただければいいのかなと思いますので、よろしく願いします。

(委員)

この事業は初めての事業かと思います。何名かの委員からご指摘のあった、同じようなことを毎年実施しているというのではなく、今回説明を聞かせていただくと、令和 3 年度は伐採をして、今年度は植林をするという計画があつてのことだと思います。

私、名張市を C 班で担当させて頂いて、木の専門的な知識はない中で、この取組は高評価をさせていただきました。というのは、一つ一つの事業をチェックするのも評価なのですけれども、やっぱり交付金事業というのは、その実施する市町によって特徴が出てくると思います。

名張市の場合の特に評価した点は、いわゆる有効性とか情報発信の部分を評価させていただいたのですが、ホームページ等による一過性の情報発信ではなくて、企画の段階で自治会など広く市民に広報をしていて、どこの地域の人たちであっても活用できるような工夫がなされているように感じました。

事業を補助金のような形で募るとするのは、こういう補助金が出るのか、これをどう活用しようか、ということをも市民の中で検討すること自体が、情報発信に効果を発揮していると思います。こういう県民税の使われ方というのがとてもいい使われ方だなと感じました。

公共性という意味でも、子どもから年配の方に至るまで、いろんな年代の方が使われるような内容であるなど、この交付金を本当に上手に活用していると感じました。名張市の森林面積などの概要を見ると、平均的な市でもあるので、私としては、この県民税を一人でも多くの県民の方に知っていただくモデル的な事業として、こういう使われ方ができるというのを紹介できる場があるといいのかなと思っています。

発表会が年に 1 回ということですが、秋に発表を聞いたとしても、来年の事業というのは既に計画されている場合もあるので、1 年ごとに切って考えるのではなく、もう少し長いスパンで考えて、企画しても良いのではないかと思います。

森林面積の多い少ないなど、市町の状況、環境は違うのですが、そういったことに関係なく活用できるような取組というのは、是非事務局が窓口になって、広く広報されるといいと思います。

評価した事業の中で、保健室の棚を木製で作成した学校があつたのですが、保健室で使ういろいろな薬品を入れるものが、扉を開けないと中身が見えないような木製のものです。本当に効率的なのかなと疑問視するところもありました。また、昨年度、県民税を使って机・椅子を導入したけれども、重たくて処分した事例があつたというのも聞くと、何でも木製にすればいいというものではないと感じます。効果的な使われ方という部分については、しっかりチェックしてい

たいなと思っています。

(委員長)

各市町の取組の情報交換の場を持っていただけたらということになるかと思
いますので、そのあたりよろしくお願いいたします。

(委員長)

次に、菰野町について説明をお願いいたします。

(事務局)

(菰野町について説明)

(委員長)

ありがとうございます。

何か、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

橋の危険性、何人まで通行可能か明示が無いというところについて、私が昨年
から通じて聞いているのですが、分かっているのであれば何人か説明してもら
えますでしょうか。

(事務局)

基準を確認したのですが、何人というか、荷重的にはここにありますように立
体横断施設技術基準に基づいて設計しております。その基準には、床に関しまし
ては、1 平方メートルあたり 5kN、構造部分については 1 平方メートルあたり
3.5kN となっております。何人までという明確な記載はございませんでした。

(委員)

訪れた方は、技術基準に書いてあっても技術基準は分からないので、大丈夫か
どうか不安だと思います。何回も言っていますが、何人かというのを明確に書い
た方がいいと思います。例えば、道路の陸橋とは作り方が全く違いますよね。見
ただけで不安を感じます。

警備員を配置して通行人を制限すると書いてありますが、通行人数を制限す
るというのは何人までとするのでしょうか。安全性については曖昧なことでは
だめだと思います。

(委員長)

委員がおっしゃるのはそういう基準があるのであれば、大体何人までですよ、というのをきちんと示しておいた方がいいのではないかとということで、これは昨年も意見があったと思うのですが、その後の対応はどうされたのでしょうか。

(事務局)

床板については1平方メートルあたり500kg、主桁構造については1平方メートルあたり350kgという基準になっています。

350kgとなると、平均体重を70kgとした時に、1平方メートルあたり5人程度かと考えられます。例えば、橋の長さが40m程度ですので、200名といった数字になるかと推測できます。

(委員)

1平方メートルあたり350kgという数字が出ましたが、1m×1mの四角の中に350kg以上の人間が入ることが出来ますか、という話だと思います。1平方メートルの四角の中に6人以上入れますかと、この問題っていうのは、普段通る道とか他の木道とか歩道橋とかで、ここは何kg以上、そんな表示あんまりないと思います。

この問題の本質というのは、去年の資料で受益者数が255万人と、そんなに入るはずもないところに受益者数255万人と書いてあったので、それを計算して1日何万人の人がこの歩道を歩いたらこれは壊れませんか、というのが問題点のもとかと思っています。

今年は、255万人が6万5千人に変更されているのです。ここが問題で、255万人が間違いでしたというのを訂正していただかないと、その上で1平方メートルあたり6人、つまり満員電車ぐらの状況で橋の上にとずっといるということは想定できないので、表示はいらないと、そういう説明じゃないとダメなのだと思います。

(委員長)

1平方メートルあたり5、6人が立てないというのであれば、安全性は担保されているという説明になるかと思うのですが、受益者数が大きく変化したという理由は何でしょうか。

(事務局)

大きく変化した理由は、去年の数字が湯の山地域に来る観光客全体の数字を書きしており、255万人という数字になっていました。今回は、その中にある鳥居

道地区、キャンプ場とか旅館とかがある地区に限定したところ、6万5千人という数字となり、訂正させていただきました。

その中で、1平方メートルあたり5、6人というのは、委員が言われたように、それぐらいの人数が一度に来ることはない、そういう事例はなかなかないという中で、このように書かせて頂きました。

想定以上の集客が見込まれる場合は、警備員等を確保しながら制限していきます、ということで書かせて頂いております。

(委員)

警備員が人数を抑えますとありますが、何人までに抑えるのか明確ではないのです。静荷重だけであればいいのですが、手すりの問題があって、手すりにみんなで寄り掛かった時にどうなるかという検討がなされていないのです。人数を制限するのであれば何人に制限するのかを明確に答えて欲しいです。

(委員長)

設計としてどれだけの利用者が来るかというのを想定して、この木道が設計されたかという根拠を出していただくということかと思うのですが、そのあたりはいかがなのでしょう。

(委員)

昨年の話では、安全性に関して最終的な責任は町にあると聞きましたけど、そのあたりはどうなのでしょう。

(委員長)

設計はどこがされたのですか。

(事務局)

設計は菰野町で実施しています。

(委員長)

ということは、菰野町がどれだけの利用人数があるということをもとに、構造計算されているわけですね。標準的な木道で作られたのであれば、この木道はこれだけの人数にしか耐えませんという仕様書があるはずなので、そのあたりはどうなのでしょう。

(事務局)

先ほどの説明のとおり、床板については1平方メートルあたり500kg、構造材については1平方メートルあたり350kgということで、何人来るからという想定をしているわけではなくて、通常の歩道橋が全てこの基準に基づいて設計されております。

委員もおっしゃられましたけれども、どのような橋でも人数制限を表示するようなことは全国的にもされてないかと思えます。いろいろと検討はして参りますけれども、基準に基づいて設計していますので、安全性については問題ないということでご理解いただきたいと思えます。

(委員長)

カッコ5番の回答については、安全性が担保されているという回答なのですね。警備員やスタッフを配置するというのは危険性があるという意味ではないのですか。

(事務局)

危険性はないと考えておりますが、対応が必要であれば検討しますということで書いております。

(委員)

おそらくこれは荷重の話ではなくて、突然菰野富士が大人気になって、満員電車ぐらいの人が集中してしまうのであれば、押し合いへし合いで危険なので必要に応じて警備員を配置します、という意味合いだと思います。

私、この事業が始まった時からずっと聞いているのですが、木道は放置されるとすぐ傷んでしまいます。荷重の話はいいと思うのですが、傷んだ時に大変危険だと思っています。

やはりメンテナンスを怠って、塗装とかメンテナンスをきちんとやらないと、あっという間に朽ちてしまいます。朽ちたら手すりは簡単に壊れてしまいます。

この事業を続けてきて、令和3年度は480万円ですが、全体で数千万円かかっていると思えます。これまでも、全体像を示してほしいと毎年意見を出してきたのですが、今までこのバリアフリー遊歩道に何千万円かけてきて、それは今後どういう方針で町は維持していくのか、観光利用含めてそこを聞きたいと思っています。

(委員)

木道については、通行者数を制限しますと書いてありますけれども、何人に制

限するののか示して欲しい。想定人数何人かを考えずに警備員を配置するとか、人数制限をするというのは考えられません。

(委員長)

構造上は人が乗れる人数以上の荷重がかかっても壊れない設計になっているということですが。

(委員)

手すりがないと思います。みんなが寄り掛かった時にどうなるのかというのは別の話だと思います。1 平方メートルに 5 人乗っても大丈夫という話ですが、5 人が一列につながって片方の手すりに寄り掛かったらどうなるのかという話です。人数制限するのであれば具体的に何人にするか明確にしてくださいという話でいいのではないのでしょうか。

(委員長)

これは改めてご回答いただくということになるかと思うので、併せて伺いたいと思います。

4.3m の木道に 480 万の経費が掛かっていること自体が不思議に思います。内訳の中で、現場管理費、一般管理費が非常に高いという印象を受けています。

それと、4.3m で既存の砂利道に擦りつけられているのですが、車椅子の方はそこまで来て U ターンしますと回答書に書いてあります。それなら、車椅子の方は、これまでに整備したところで U ターンするようにしておいて、健常者の方等は、階段をつけておけば 4.3m のスロープを作る必要があったのかを聞きたいというのが私の質問です。

今日は時間もおしていますので、安全性の件と併せて、改めて教えていただきたいと思います。あと、全体的に木道のバリアフリー化というのが、どういう目的でされてきたのかということの全体像ですね。

(委員)

今後どうするのかというところ、数千万円をかけて整備して、5 年で朽ちましたとなると目も当てられないので、これだけ大事な観光資源なので、メンテナンスには何年で塗り替えが必要ですか、それは町の方でしっかりやりますと、そういった回答が欲しいと思います。

(委員長)

全体計画について、重機が入らないから単価が高いと書いてありますが、施工

する順番を変えたら入ったのではないかと思います。手前から作るというのは分かるのですが、そういった全体的なことを伺えればと思います。

(委員)

今後、これをどう活かしていくか、もっと具体的に提案を出してもらえないと認められない、そういったことを明確に示した方がいいと思います。危険性とリスクについても、きちんとエビデンスを出して説明してほしい、という意見が評価委員会からあったということでもいいのではないのでしょうか。

(委員長)

これだけのお金をかけて、今回完成しますので、利用の状況などについても、ご報告いただければと。それも併せてお願いします。

(委員)

令和 3 年度で完成という理解でいいのですか、令和 4 年度はもう実施しないのですか。

(事務局)

令和 4 年度は、今のところ、計画についていろいろご指摘を受けたということもあり、今後のあり方について改めて検討しているところです。

(委員)

指摘を受けたから途中でやめますという話ではなくて、これをどのように完成させて使うのかというところを示して欲しいと思います。

(事務局)

情報発信の菰野富士の自然というところで書いていますが、施工箇所の先にツツジの群生地もございますし、この周辺で企業の森の活動に 4 企業が取り組んでいますので、菰野町としても、これまでに完成した部分をまずは使えるようにするというのを優先して、今後の事は引き続き検討しているということです。

(委員)

県民の皆さんから税金をいただいている訳なので、しっかりエビデンスと効果を表してもらわないと、菰野町の意向も分かりますが、示してもらわないと私たちも評価できないということです。今私たちが申したことをきちんと伝えて

いただいて、菰野町に答えていただかないと困るということです。

(事務局)

再度菰野町と協議いたしまして、この木道の活用、全体的な構想からもう一度洗い直して、また、ご指摘の安全性の部分も含めまして、改めて、まずは委員長に報告させさせていただきたいと思います。

(委員)

この予算は、環境省や林野庁の予算で動いているわけではなく、あくまでも県民税で動いているものですから、一般性というものをよく考えて、かつ、これが多くの人が行くような場所だと、山奥の橋とは意味が違うということも考えていただいて、回答の方をよろしくお願いします。

(委員長)

報告は一旦私の方へいただいて、委員の皆様には共有をさせていただくということでよろしくお願いします。

(委員長)

次に、みえ森と緑の県民税基金事業に関する報告事項について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

(「みえ森と緑の県民税」認知度の調査結果及び「三重の森林づくりに関する県民意識調査」について報告)

(委員長)

ありがとうございます。

何か、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

認知度について、10代とか20代、おそらく高校生から大学生あたりの認知度がなかなか上がらないとのことでしたが、最近の研究では、高校までが結構大事で、高校までは地元にいるけれども、大学で東京や大阪に出るということで県から出て行ってしまふ、あるいは自分の地域ではなくて県の中心部に出てくるということで、高校までがラストチャンスというか、高校までに地域への愛着を体感しておくことが、将来的にUターンで戻ってくるというところで重要だと

言われています。

森づくりというのは地域への愛着を芽生えさせるためにも重要だと思っています。一部の高校、建築科のある高校なんかではユニークな取組をしていて、大工さんと繋ぐというか、キャリア教育も含めて、木育をされていたかと思います。小中学校までは結構あると思うんですけども、その上の年代の人にもこの情報が届く仕組みを考えてもいいのかなと思いました。

(委員)

後半の県民意識調査について、準備お疲れさまでございます。もう配布済ということなので、今回は仕方がないかなと思うのですが、5000人規模でされる大事な調査だと思いますので、私の方からお願いというか、次回に活かしてもらいたいというコメントです。

やはり、分かりにくいと思います。先ほどの説明だと、情報発信・広報と意識調査を兼ねているような位置付けに聞こえました。そうすると、中に入っている情報量が多く細かい。無作為に選んだ5000人の方が、これだけの文量を読み慣れた方が、というところに疑問があります。負担が増えてしまって、せっかく5000人に配ったのに回収率が下がってしまう事にもなりかねないと思います。

より分かりやすさというところを気にしてもらった方がいいと思います。あともう一つは、調査票の設問の順番なのですが、いきなりパーソナルデータから聞き始めるというのは、現在では考えにくい、これは申請書のデザインに近いと思います。

せっかく基礎データ、重要なデータとして集められる以上は申請書ではなく、広く多くの方に答えてもらえるような調査票の設計を考えて頂いて、実施して頂くという方向で、もし次回があればご用意いただきたいなと思います。

この意識調査の結果報告というのは、私も楽しみにしておりますので、8月にまたよろしく申し上げます。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきたいと思っております。

(委員長)

抽出した4つの事業以外について、これは議論したほうが良いという事業がありましたらお願いします。ご自分の班以外のところでも何かあれば。

(委員)

昨年、津市の方にも来ていただいて議論したのですが、津市では非常に大きな金額をバイオマスの搬出助成に使ってしまっていて、いくつかの事業者の仕事になっている、と指摘したのですが、津市を評価頂いた班の方で何かご意見があればお願いしたいと思います。

(委員長)

C班の方々が津市を見ていただいたかと思います。昨年、木質バイオマスの搬出への補助、大部分がこの事業に費やされているという指摘がありましたが、今年はいかがだったのでしょうか。

(委員)

予算的な意味でということですか。

(委員)

予算もなんですけど、県民税は広く県民に利益が、という捉え方を私はしてまして、県民税は業の支援ではないというのを導入当初から言われていたものですから、バイオマスの搬出に大きな上乗せが出ると、買う方は安く買えるわけです。

津市にある発電所は安くチップが買えると仕事がやりやすくなるという効果があるというところが強くなってしまっていると、他の市町だと割と小規模な取組に対して応援していると思うのですが、それが特定の発電所が大きな利益を得るということになっていないかというところで、毎年指摘しています。

4,000万のうち2,800万がバイオマスの搬出への補助という所について、どういったご意見を聞かせていただければと思いました。

(委員)

津市の取組は確かに量が多いですが、地域の資源循環のひとつのモデルになっていくのであればいいのかなと考えています。

ただし、これだけの金額を投入しているので、県民税を活用して取り組んでいるということは明らかにする必要があると思います。

(委員長)

私たち委員がどういう評価をしていくか、その役割も大事ですが、昨年も少し議論になったかと思うのですが、事業支援はしないという方針に反しているかどうかというのは、県ではどう判断されているのでしょうか。

私が今回見せていただいた中でも、道路支障木を伐るというのがあって、これは道路管理費じゃないか、通学路の支障木は対象になってもいいけど、道路支障木はどうか、こういったことは税の用途に関わる県の判断になるかと思えます。

そのあたり、特に昨年、津市は話題に出たと思うのですけれども、県の考えはどうでしょうか。

(事務局)

津市のバイオマス事業に関して、事業支援になっているかどうかの考え方が、この事業支援の考え方がバイオマス事業者側なのか、山林の伐採事業者側なのか、考え方がいろいろあるかと思えます。

まず、バイオマス事業者側については、直接は確認していませんけれども、買取価格について、津市は支援があるから安く買うということはしてないと、これまで聞き取りをしてきた中では、こういったことはなかったと認識しておりますので、バイオマス事業者への直接的な支援にはなっていないと思えます。

山側の事業者に対する支援につきましては、山で間伐した木を出してくる、これには道端にトラック横付けして積むものと、ウインチを使って引っ張り出してくるものでは、経費が大きく変わってきます。

山を管理する人に少しでも間伐の意欲を持ってもらう、災害に強い森林を作っていく、ということをふまえると、こういう仕組みがあっても良いのではないかと考えております。

(委員)

津市の林地残材搬出促進事業については、これが区分されているのは、土砂や流木による被害を出さない森林づくりなのです。一般の間伐材を出して来るための搬出補助とは少し違って、これまで出しにくかった河川とか沢に近い箇所を重点的に搬出する、ここが肝だと私は思っています。

災害に強い森づくりに貢献し、なおかつそれを木質バイオマスとしても利用できる、このリンクがきちんと効いているのであればということで、割と良い評価で通しています。こういった趣旨が守られているかどうかというところなのかと思いました。

(委員長)

活動としては同じものでも、目的とかそのあたりがきちんと繋がっているかというところで、市町の方にもきちんと説明いただいて税の有効な活用につなげていただければと思いますけれどもよろしいですか。

ありがとうございました。皆様方からいただいたご意見、特に菰野町の件については、私の方にご報告頂いて、委員の皆様と共有させていただくということにしたいと思います。

非常に時間がおしてしまいましたが、私の立場としては、委員の皆様のご意見を伺うということがもっとも重要で、事務局の方をお願いですけれども、少し時間配分を考えていただきたいなど、もう少し時間に余裕をもっていただきたいなどと思います。せっかくの機会ですので、委員の皆様のご意見を十分に伺いたいと思います。

今日は本当に皆様お忙しいところご意見等頂きまして、ありがとうございました。

(事務局)

(事務連絡)

(閉会)

平成31年2月13日

三重県における森林環境譲与税（仮称）活用についての基本的な考え方

1 策定の目的

平成31年度から始まる森林環境譲与税（仮称）（以下、「(仮称)省略」）を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるとともに、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の、それぞれの目的・用途を明確にし、双方を有効に活用するための基本的な考え方を定めるものです。

2 森林環境譲与税創設の趣旨

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月に施行される森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源に充当するため創設されるものです。

3 森林環境譲与税の活用方法に関する基本的な考え方

森林環境譲与税の用途として、国は、地域の実情に応じて法令に定める範囲で事業を幅広く弾力的に実施できるとしており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案において

・市町は、

- ① 森林の整備に関する施策
- ② 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

・県は、

- ① 市町が実施する上記①②に掲げる施策の支援に関する施策
- ② 市町が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策
- ③ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

に充当するものとしています。

これらを踏まえ、森林環境譲与税を活用した事業の実施にあたっては、以下の点に留意するものとします。

(1) 森林整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組に優先して充当します

森林経営管理法は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が、森林整備を進めるにあたり大きな課題となっていることを受け、これらの課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することを目的としています。

このため、市町の事業実施にあたっては、市町区域内における整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組を優先して実施するものとします。

このことは、一概に森林環境譲与税を人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充当することを否定するものではありませんが、適切な経営管理が実施されていない森林が存在する市町においては、森林経営管理法に基づく対策に森林環境譲与税を有効に活用することが重要です。

(2) 長期的な視点と目標設定

森林環境譲与税は、毎年度、あらかじめ決まった額が譲与されるなど、安定的かつ、恒久的(長期的)な財源であるという特徴をふまえ、長期的な視点や目標を定めた事業構築に努める必要があります。

(3) 事業目的や効果の整理

森林環境譲与税は、用途を細かく規定する補助金とは異なり、法令等で定める用途の範囲内で各地方団体が弾力的に扱える財源となっています。

ただし、用途の公表が義務づけられていることから、事業の構築及び実施にあたっては、事業の目的や成果などを対外的に説明できるよう整理する必要があります。

(4) みえ森と緑の県民税との関係

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と、将来にわたり災害に強い森林を引き継いでいくための社会づくり（「県民全体で森林を支える社会づくり」）に必要な経費に活用することとしており、

「災害に強い森林づくり」として、

- ・ 流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備
- ・ 人家裏や通学路沿いなど集落周辺における危険木の除去 等

「県民全体で森林を支える社会づくり」として、

- ・ 森林環境教育・木育に携わる人材の育成、学校等における取組の推進
 - ・ 県民の森林への理解を深めるための学びの場づくり 等
- を実施することとしています。

このことを踏まえ、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の用途を、目的やエリアを勘案して区分し、双方を有効に活用することとします。

具体的には、

- ① 森林の整備については、森林環境譲与税を活用して、市町が「林業経営に適さない公的な森林の整備」等に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担し、土石流等の被害を軽減する森林の整備（災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備等）や治山ダム等に異常堆積した土砂や流木の撤去、人家裏などの危険木の除去等、「災害に強い森林づくり」に取り組みます。

- ② 人材の育成については、森林環境譲与税を活用して、県と市町が役割を分担して、林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」に取り組みます。

- ③ 普及啓発（意識の醸成）については、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森林環境教育・木育の実施（木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む）や森林にふれあうことのできる環境の整備など、主に「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に取り組みます。

- ④ 木材の利用については、森林環境譲与税を活用して、市町が、公共建築物等の木造・木質化など、森林整備につながる地域材の利用を促進します。

（5）森林環境譲与税の基金としての積み立て

森林環境譲与税は、後年度事業に要する費用に充当するために留保し、基金に積み立てる、または特別会計において繰越することが可能です。

特に単年度の譲与税額が少ない市町にあっては、基金に積み立てること

により、譲与税を効率的、効果的に活用することができることから、基金の創設を検討するものとします。（ただし、みえ森と緑の県民税に関する基金を設置している市町においては、明確に区分し管理する必要があります。）

4 森林環境譲与税を活用した事業例と留意事項

(1) 林業経営に適さない森林の整備

ア 森林経営管理法に基づいて実施する森林整備（市町村森林経営管理事業）

市町が経営管理権を設定した森林の内、林業経営に適さない森林において、保育、間伐等の森林施業、及び施業に必要な路網の整備等を実施します。

- ・施業等は、市町が直営又は林業事業者等への委託等により実施します。
- ・施業等には、施業実施区域の測量や現況調査等を含みます。

注¹ 伐採跡地（造林未済地を含む）における植栽、下刈り等の初期保育は、森林所有者が伐採した収益において行うべきものであるため、森林環境譲与税の用途には適さないと考えます。

注² 森林環境譲与税の配分が、私有林人工林面積を基準としていることから、人工林の整備が優先されるべきであります。市町の判断で人工林よりも天然林（広葉樹林）の整備が優先されると説明できる場合は、天然林の整備にも充当可能と考えます。

注³ 公有林は、一般財源によって管理が行われるという前提であり、森林環境譲与税の用途としては適さないと考えますが、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、公有林の管理にも充当可能と考えます。

注⁴ 財産区有林についても同様に、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、財産区有林の整備にも充当可能と考えます。

イ 経営管理の意向に関する調査

市町が経営管理権集積計画を定める場合に、地域の実情を踏まえた意向調査対象区域を設定し、地域の協力のもと意向調査を実施します。

- ・施業プランナーや林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問活動等の形で所有者の意向調査を実施します（調査は市町が直営又はアドバイザー等を雇用、若しくは委託等により実施）
- ・意向調査の実施区域は、森林所有者から市町に経営管理権の設定の申出のあった森林及びその周辺や、人工林資源の多い林班（例えば、林班内の人工林率 50%以上等）であって、かつ、森林経営計画が策定されていない等、

持続的に経営管理を行っている者を確認できない林班など、地域の実情に応じて設定します。

ウ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化

意向調査や森林所有者からの申出により、経営管理権の設定を行おうとする森林において、当該森林を含む一体の森林の境界明確化を実施します。

- ・森林の境界を現地で確認・確定するための立会、杭打ち、測量に要する経費や、その準備等のために必要な経費を対象とします。

エ ア以外に公的な管理が必要な森林の整備

市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林について、2の森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえ、適当と認める場合は、間伐等の整備を実施することができます。

なお、3（4）により当該森林の整備が「災害に強い森林づくり」を目的とする場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

オ 管理放棄され、整備・保全を行う者がいない里山・竹林の整備

管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合は、森林環境譲与税を活用して除伐等の整備を実施します。

なお、所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を実施する場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

（2）人材育成・担い手の確保

林業・木材産業に携わる人材の育成等を図り、森林整備を実施する市町を支援するため、県は、みえ森林・林業アカデミーにおいて、高度な経営や管理能力、現場技術等を身につけた林業・木材産業に携わる人材育成を行うほか、市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設、研修施設の整備等を実施します。

市町においては、みえ森林・林業アカデミーや高等教育機関等と連携した技術者養成講座等の受講に対する支援など、地域における林業・木材産業に携わる人材の確保、育成等を行います。

なお、森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催など、「森を育む人づくり」に該当する取組については、みえ森と緑の県民税を活用します。

(3) 普及啓発（意識の醸成）

森林や木材について学び・ふれあう機会の提供や、森林と県民との関係を深める対策など、森林環境教育・木育の取組については、県と市町が役割を分担して、みえ森と緑の県民税を活用して実施します。

(4) 木材利用の促進

県内の公共建築物等への地域材の利用の拡大や、都市部と山間部との自治体連携による木材利用等を促進するため、市町は、森林環境譲与税を活用し、以下の取組を行います。

- ア 公共建築物等(市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等)の木造での整備
- イ 上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備

なお、以下については、(3) 普及啓発の中で、みえ森と緑の県民税を活用することが可能です。

- ・単に施設等を整備するだけでなく、その施設等を活用して、森林や緑を大切に思い・育む「人づくり」のための森林環境教育や木育の取組が、継続して実施される場合において行われる、

①「木育」を実施する施設の整備

(木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等)

②「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備

(継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等)

③森林とふれあい、体感できる学びの場の整備

(森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等)

など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に該当する取組。

ウ 都市部と山間部の自治体の連携による森林整備や木材利用の促進

- ・森林が少なく人口が多い都市部の市町と、森林資源が豊富で木材生産が盛んな山間部の市町が協定等を締結し、それぞれの資源や特性等を活かしながら、連携・協力して、森林整備や木材利用の促進に取り組みます。

(5) 市町の体制の強化

森林経営管理法の施行により新たに市町が担う業務の遂行及び、森林の適正な管理と地域の林業・木材産業の活性化につなげていくために必要な人材の確保や、体制の整備を行います。

ア 専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用

- ・市町の嘱託職員等として、技術者等を雇用するための経費

イ 対象業務の委託

- ・上記の業務について、技術者が在籍する法人等に委託するための経費

ウ 新たな組織の設立

- ・取組を推進するための新たな組織（公社等）の設立

なお、森林環境譲与税は、その用途を公表する必要があり、譲与税の目的である森林整備の進捗とともに、その用途について説明責任が求められます。

そのため、一般職員の人件費に充当した場合、当該職員を雇用することで、森林整備の進捗にどれだけ貢献できたかを問われることとなり、特定の職務に従事する嘱託員等と異なり、一般職員については他業務にも携わることから、特に慎重に対応する必要があります。

＜参考＞森林環境譲与税（仮称）の用途事例（みえ森と緑の県民税との対比）

区分	森林環境譲与税（仮称）	みえ森と緑の県民税
林業経営に適さない森林の整備	<input type="checkbox"/> 市町による林業経営に適さない公的な森林整備（経営管理権を設定して行う「市町村森林経営管理事業」）	—
	<input type="checkbox"/> 市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林において行う間伐等の整備（右記以外） ※天然林、公有林、財産区有林についても、市町の判断で実施可能	◆市町が経営管理権を設定した森林以外で行う「災害に強い森林づくり」を目的とする森林整備 ・災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備
	<input type="checkbox"/> 経営管理の意向に関する調査	—
	<input type="checkbox"/> 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化	—
里山・竹林の整備	<input type="checkbox"/> 管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合に行う除伐等の整備	<input type="checkbox"/> 所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を行う場合の里山・竹林の整備
危険木の除去	—	<input type="checkbox"/> 集落周辺の森林の整備 ・人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等
人材育成・担い手の確保	■林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」 ・「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成 ・市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設等	◆森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」 ・森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催等
普及啓発（意識の醸成）	<input type="checkbox"/> 右記（森林環境教育・木育等）に該当しない単発のイベント等	◆森林環境教育・木育の実施や、森林にふれあうことのできる環境の整備など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」 ※木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む（詳細は下記）
木材利用の促進	<input type="checkbox"/> 地域材を利用した、公共建築物等の木造・木質化（右記以外） ・公共建築物等（市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等）の木造での整備 ・上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備等	・「木育」を実施する施設の整備【普及啓発】（木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等） ・「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備【普及啓発】（継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等） ・森林とふれあい、体感できる学びの場の整備【普及啓発】（森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等）
市町の体制の強化	<input type="checkbox"/> 市町が担う業務の遂行等のための人材の確保や体制の整備 ・専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用 ・技術者が在籍する法人等への業務委託 ・新たな組織（公社等）の設立	—

■：県が実施、◆：県と市町が役割を分担して実施、□：市町が実施

令和 4 年 6 月
林野庁・総務省

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条の用途の範囲内で、市町村の判断により、幅広い事業を実施可能となっています。

一方で、各市町村等から、どのような取組を実施できるのか具体的に例示してほしいという声を多くいただくことから、全国の市町村等における取組事例も参考に、実施可能な取組の例のリストを作成しました。

これらはいくまで例示であり、実施可能な取組をこれらに限るものではありませんので、各市町村等におかれては、以下のリストを参考にしながら、地域の実情に応じた創意工夫による取組の検討をお願いします。なお、森林環境税は、森林整備の効果が広く国民一人一人に及ぶものであることに鑑み、国民の皆様の協力のもと創設されたものであります。このため、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いします。

1. 森林整備	【人工林の整備等】 <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度等に基づき、私有林人工林について、市町村が発注者となって間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備を実施 ・森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助(上乗せ含む) ・森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成 ・里山林の機能向上や竹林の整備等のため、伐採、伐倒木の集積・搬出、雑草木の刈払い、枯損木の除去等を実施する地域団体・森林所有者等への補助、移動式子ッパ等機械の購入・貸付 ・森林の適切な管理や公益的機能の発揮を図るための公有林化 等
	【路網の整備】 <ul style="list-style-type: none"> ・林道や作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施 ・林道等の維持管理に関する重機作業の委託や重機の借り上げに係る経費の補助 ・林道等を管理者(森林組合)が改修する際に、資材費等を補助 ・災害により被災した作業道等の復旧への補助 等
	【鳥獣被害、森林病虫害対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・植林箇所における防獣ネットの設置等 ・所有者による植栽の後に獣害等に遭った森林における植栽への支援 ・松くい虫被害木の早期発見のための監視員による松林の監視、松くい虫被害木・枯損木の伐倒・くん蒸・薬剤散布、抵抗性樹種の植栽 等
	【災害対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路等のインフラ隣接森林における、倒木の恐れがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助 ・台風により発生した風倒木の搬出処理、被害林における更新伐や間伐への補助 等

	<p>【計画策定・森林情報整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の森林整備等を計画的に進めていくための計画・方針等の策定や協議会の設置・運営 ・航空レーザ計測による森林資源の調査・解析 ・森林情報や林道情報の管理システムの開発・導入 等
	<p>【都市部自治体による山村部自治体の森林整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部自治体が、友好都市や上下流等の関係にある山村部自治体の森林の整備費用を負担 等
2. 人材育成	<p>【林業事業者、林業従事者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者等の人材育成研修や技術指導に係る経費、資格取得に係る経費の補助 ・ヘルメットや防護ズボンなどの安全装備、作業用品の導入経費の補助 ・高性能林業機械の借り上げ又は購入経費の補助 ・夏場の早期作業の推進を目的とした、時間外賃金に係る割増分相当額の助成 ・林業事業者が合同企業説明会等へ参加する費用への補助 等
	<p>【研修生への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の林業大学校等の研修生への交通費補助 ・林業高校の学生の資格取得や、山林実習等への支援 等
	<p>【研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業就業者に対して、伐倒、造材、搬出、作業道開設等の技術研修会を実施 ・林業技術者を養成する林業アカデミーの運営 ・担い手研修を実施する施設の整備 ・森林ボランティアや地域住民に対して、伐倒、刈払い等の作業の研修会を実施 ・大学生が林業事業者へインターンシップを行う経費への支援 等
	<p>【担い手確保のための情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業ガイダンスの開催、パンフレット作成 等
	<p>【市町村体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置 ・町と地域内の関係団体等が連携してセンターを開設し、森林経営管理制度の意向調査の準備や所有者からの相談対応などを実施 等
3. 木材利用	<p>【施設の木造・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設(役場、小中学校、保育園、公民館等)の木造・木質化、ウッドデッキ・木柵等の施設の整備 ・公共施設への木製什器(机、いす、ロッカー等)の設置 ・多数の者が利用する民間建築物の木造・木質化への補助 等
	<p>【木製品の制作・利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産の木材を使ったおもちゃ等の小物を、新生児等へ記念品として贈呈、木育施設に設置 ・地域産の木材を使った木製品を製作し、下流域等の自治体へ提供 等

	<p>【木材利用のための体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の木質化等を促進するための、木材供給自治体と建設主とのマッチングや、アドバイザー人材の育成 ・木育インストラクター養成講座の開催 ・間伐材や林地残材を有効活用するための加工施設等の検討や施設整備、運搬経費の補助 等
4. 普及啓発	<p>【都市側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林に関する市民講座、シンポジウム等の開催 ・都市部自治体の住民を対象として、森林講座、ワークショップ、山村部の自治体への林業体験ツアー、都市部・山村部の子どもたちの植樹活動等を通じた交流会の開催 ・木材利用の促進を図るため、都市部自治体内で開催されるイベントに、上流自治体と共同出展 ・市民向けの木育イベント、地域産木材を利用したDIYワークショップの開催 等
	<p>【山村側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受け入れ体制の整備 ・森林セラピー基地の整備(案内標識の設置等) ・都市・山村の子供たちの交流植林活動を行うため、植林地の整備や苗木購入等を実施 等

【森林環境譲与税に関する国の相談窓口】

- 取組の実施に関すること
林野庁森林利用課森林集積推進室 近藤、中口、井上(TEL:03-6744-2126)
- 税制度に関すること
総務省市町村税課 後藤、上野、佐藤(TEL:03-5253-5669)

